

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 10 月 30 日（月）午前 10 時～午前 11 時 20 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、会計管理者 欠席者：なし 説明員：総務部防災安全課長
議 題	1 平成 29 年第 4 回市議会定例会提出議案について 2 武蔵村山市国民保護計画の修正案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2：一部修正の上、決定する。 議題 3：第 4 回市議会定例会の招集期日は、12 月 1 日（金）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印＝構成員 ●印＝説明員	議題 1 平成 29 年第 4 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 平成 29 年 9 月 28 日付で衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員選挙費について緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）を専決処分したものである。 専決処分年月日は平成 29 年 10 月 2 日、専決番号は平成 29 年専決第 5 号である。 なお、補正額は 32,628,000 円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (総務部長説明)

行政職給料表(2)の 1 級の号給数等を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、別表第 2 行政職給料表(2)の 1 級の 262 号給から 273 号給までを削る。

施行期日は、公布の日からとする。

平成 28 年度の人事委員会の勧告後 11 月 16 日に、行政職給料表(2)の改定について東京都から通知があった。職員組合等との協議の関係上、平成 28 年 12 月の給与改定議案に追加することが困難であったこと、また、その改定が本市職員には影響がないことから、次年度の給与改定に合わせて改正をすることとしていた。しかし、本年度の人事委員会の勧告では、例月給の改定がないことが判明したため、今回議案として提出するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

中砂児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出する。

条例別表（第 3 条関係）の中砂児童遊園の項を削る。

施行期日は、平成 30 年 2 月 1 日からとする。

武蔵村山市神明一丁目 11 番地の民有地を借用し、中砂児童遊園を設置しているが、東京都北多摩北部建設事務所が当該土地を河川拡幅事業のため取得することに伴い、当該児童遊園を廃止するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市計画部長説明)

立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の都市計画変更に伴い、当該地区計画で定める建築物に関する制限の内容との整合を図る必要があるので、本案を提出する。

立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の都市計画変更に伴い、地区整備計画の内容として定められた建築物の用途、敷地面積の最低限度等に関する制限について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るものであり、本案は別表第 2 の改正を内容とする。

施行期日は、公布の日からとする。

立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画の変更告示は、平成 29 年 11 月初旬頃を予定している。

(質 疑)

- 「別表第 2 の改正を内容とする」とあるが、具体的に何をどう変えるのかを示していただかないと判断ができない。
- 変更部分は多数ある。建築物の敷地面積の最低限度について、A 地区を 1,000 ㎡に、E 地区を 3,000 ㎡に指定するものなどがある。
- 判断材料として資料があった方がよいのではないか。
- 改正内容を資料として後ほどお配りする。
- イオンモールの東側臨時駐車場になっているところの用途地域の変更も含まれているのか。
- 含まれている。F 地区を現在の工業地域の指定から商業地域の指定に変更する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 平成 29 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 8 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、現在各課ヒアリングが進んでおり、歳出ベースで約 4 億 4 千万円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 平成 29 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

(高齢・障害担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 平成 29 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定によ

り、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市総合体育館外 8 施設の指定管理者の指定について
(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称及び所在地は、①武蔵村山市総合体育館（岸三丁目 45 番地の 6）、②野山北公園プール（本町五丁目 31 番地の 1）、③総合運動公園運動場（岸三丁目 45 番地の 6）、④野山北公園運動場（本町五丁目 31 番地の 1）、⑤雷塚公園野球場（学園四丁目 4 番地）、⑥大南公園野球場（緑が丘 2542 番地）、⑦雷塚公園庭球場（学園四丁目 4 番地）、⑧大南公園庭球場（緑が丘 2542 番地）、⑨三ツ木庭球場（三ツ木一丁目 20 番地の 9）の計 9 施設である。

指定管理者の名称はフクシ・オーエンス共同事業体、主たる事務所の所在地は東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号、代表企業は株式会社フクシ・エンタープライズ、代表者は代表取締役 福士 昌である。

指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までである。

備考として、9 月 15 日に第 1 回公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催、10 月 10 日に第 2 回公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催、10 月 26 日に武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定による臨時代理により決定している。

(質 疑)

○ 応募は何社であったか。

● 説明会には 6～7 社の参加があったが、実際に申請があったのは 1 社である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市民会館の指定管理者の指定について
(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

公の施設の名称は武蔵村山市民会館、所在地は武蔵村山市本町

一丁目 17 番地の 1 である。

指定管理者の名称は株式会社ケイミックスパブリックビジネス、主たる事務所の所在地は東京都港区虎ノ門二丁目 2 番地の 5、代表者は代表取締役 橋本 鉄司である。

指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までである。

9 月 15 日に第 1 回公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催、

10 月 18 日に第 2 回公の施設の指定管理者候補者選定委員会開催、

10 月 26 日に武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等

に関する規則第 3 第 1 項の規定による臨時代理により決定している。

る。

(質 疑)

○ 主たる事務所の所在地について、「東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号」ではないか。

● 指摘のとおり修正する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄附の申出を受け、市道路線として認定するものである。路線名は一般市道 E 第 197 号線、起点及び終点ともに本町三丁目 17 番地先、幅員は 5.00 メートル、延長は 59.45 メートルである。なお、略図を裏面に記載している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 市道路線の変更について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、路線を変更するので、同条第 3 項の規定により本案を提出する。

開発行為に伴い、市道路線の終点を変更するものである。路線名は一般市道 E 第 179 号線、起点は岸一丁目 29 番地先、終点は岸一丁目 23 番地先、幅員は 5.00 メートル、延長は 92.26 メートルである。なお、略図を裏面に記載している。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 温泉施設大規模改修工事の請負契約の一部変更について
(総務部長説明)

温泉施設大規模改修工事の請負契約の契約金額及び工期限を変更する必要があるので、本案を提出する。

工事を施工する中で、露天風呂及び排煙オペレーター等について、改修しなければならない箇所が判明したことから、契約金額を増額し、工期限を平成30年2月28日まで延長するものである。

現契約について、請負者は豊友建設株式会社、契約金額は213,084,000円、工期限は平成30年1月31日までである。

予算措置については、予算残金及び12月補正予算で対応予定である。契約金額の増額分については、現在積算中であり、11月下旬に確定予定である。なお、本件は、議会最終日に追加議案として提出予定である。

(質 疑)

○ リニューアルオープンの時期が変わるのか。

● 2月下旬予定だったが、3月中旬から下旬あたりに変更する。

指定管理者の指定の開始が2月1日からであるが、指定管理開始日は変えずに、少しでも早くオープンできるようにする。

(結 論)

提出議案として決定する。

議題2 武蔵村山市国民保護計画の修正案について

(総務部長説明)

武蔵村山市国民保護計画については、平成19年3月に策定して以来、見直しは実施しておらず、現行の武蔵村山市地域防災計画との整合及び平成27年3月に改正された東京都国民保護計画との整合を図る必要が生じたため、修正作業を進めているところである。

修正に当たり、武蔵村山市国民保護協議会に諮問をし、東京都への事前協議、パブリックコメント、各課への意見照会を経て、10月25日に当協議会から答申があった。については、答申の内容に基づき、武蔵村山市国民保護計画修正案を作成したので、本日はその内容について決定をいただきたい。決定後には、正式に東京都に協議を行う。市民等への周知については、広資料にて市議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載、各公共施設への配布等により行う予定である。資料に基づく内容は、防災安全課長から説明する。

(総務部防災安全課長説明)

武蔵村山市国民保護計画(修正案)については、武蔵村山市国民保護協議会から答申を受けた段階である。配布している新旧対照表も併せて御覧いただきたい。

まず、目次について、目次1「第1編 総論」、目次2「第2編 平素からの備え」、目次3「第3編 武力攻撃事態等への対処」、目次5「第4編 復旧等」、目次6「第5編 緊急対処事態への対処」、目次7「資料編」となっている。

1か所加筆をお願いする。12頁の1行目「指定されことに伴い」を「指定され『た』ことに伴い」に修正をお願いする。

本文の1頁「第1編 総論」については、第1章から第5章で構成されている。

「第1章」では、国民保護法で定められている住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、計画の位置付け、計画の構成等について記述している。

3頁「第2章 国民保護措置に関する基本指針」では、市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を国民保護措置に関する基本指針として記述している。

5頁「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等」では、市が国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、それぞれの役割について明確に記述している。なお、これらの役割分担については、災害対策基本法第42条に基づく「市地域防災計画」との整合性を図っている。

9頁「第4章 市の地理的、社会的特徴」では、あらかじめ考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述している。なお、今回の主な修正内容としては、新旧対照表1頁から5頁に記載のとおり、「市の地理的、社会的特徴」、「気候」、「人口」、「交通機関」、「米軍の施設等」、「国立感染症研究所村山庁舎」、「大規模商業施設」、「都営村山団地」、「消防」の各項目の修正をしている。11頁「6 国立感染症研究所村山庁舎」の記載内容は、平成26年12月に関係機関と施設近隣自治会等と構成する、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会が設置され、安全対策及び災害時対策等について協議が行われている。また、平成27年8月に、施設内の高度安全試験検査施設(BSL-4施設)が特定一種病原体等所持施設として指定されたことに伴い、施設周辺での安全対策や災害・事故等発生時における関係機関等との連携について明記した対応マニュアルの整備が行われた。

13 頁「第 5 章 市国民保護計画が対象とする事態」では、国の基本指針及び東京都国民保護計画において想定されている、「武力攻撃事態の 4 類型」（着上陸進攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃）について、「緊急対処事態の 4 類型」（危険物資を有する施設への攻撃、大規模集客施設等への攻撃、大量殺傷物質による攻撃、交通機関を破壊手段としたテロ）について記述している。なお、今回の主な修正内容は、新旧対照表 6 頁から 10 頁に記載のとおり、事態類型及び特徴についての修正及び追記をしている。

次に、19 頁「第 2 編 平素からの備え」については、第 1 章から第 4 章で構成されている。

「第 1 章 組織・体制の整備等」では、平素において国民保護措置の実施に必要な整備を図るため、市の各部等及び警察、消防における平素の業務、市職員の参集基準、消防の初動体制の把握等について記述している。なお、主な修正内容としては、新旧対照表の 11 頁に記載のとおりである。21 頁「4 市職員の参集基準等」では、武蔵村山市地域防災計画に基づく仕組みを活用して、職員が迅速に参集できる体制や 24 時間即応体制の確保、市の体制及び参集基準等の整備について記述している。具体的な内容については、22 頁「夜間、休日における情報収集及び連絡」体制を記載のとおり修正している。また、「事態の状況に応じた初動体制の確立」について記述している。23 頁には「体制の設置・統括者」、「職員参集基準」について、記述している。また、幹部職員等への連絡、幹部職員が参集困難な場合の対応、市対策本部の代替機能の確保等について、明記している。25 頁「(8) 市対策本部の機能の確保」について、記載している。なお、主な修正内容としては、新旧対照表の 13 頁に記載のとおりである。29 頁「第 3 通信の確保」では、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることを踏まえて、非常通信体制の整備及び確保等の必要な事項について記述している。なお、今回の主な修正内容としては、通信連絡系統図を追加している。30 頁「第 4 情報収集・提供等の体制整備」では、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告等を適時・適切に行うために必要な事項について記述している。なお、今回の主な修正内容としては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）と全国瞬時警報システム（J-ALERT）導入による活用について追記している。

44 頁「第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備」では、国民保護措置の実施に必要なとなる物資、資材について記述している。物資及

び資材の備蓄については、地域防災計画の仕組みを最大限に活用して、効率的な備蓄及び物資の調達に努めてまいりたいと考えている。なお、今回の主な修正内容としては、新旧対照表 18 頁に記載のとおり、ライフライン施設の機能の確保に関する、市及び指定公共機関等が実施する必要な措置・準備に関する事項を修正している。

次に 49 頁「第 3 編 武力攻撃事態等への対処」については、第 1 章から第 12 章で構成されている。

「第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置」では、事案発生時において市の実施する初動措置について記述している。なお、武力攻撃事態及び緊急対処事態について、これらの事態の認定については、国によって行われる。しかしながら、事態の認定前において市内で多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊されるなどの具体的な被害も想定されることから、このような場合には、情報連絡室体制又は緊急事態連絡室を設置して対応するなど、市における初動措置について記述している。

51 頁「第 2 章 市対策本部の設置等」では、市対策本部の組織、設置の手順及び機能等について記述している。国において武力攻撃事態又は緊急対処事態が認定された場合には、国民保護措置を総合的に推進するために市対策本部を設置することになることから、市の対策本部の機能、各部及び関係機関の業務等、必要な事項について記述している。なお、今回の主な修正内容は、新旧対照表の 19 頁から 24 頁に記載のとおり、市対策本部の組織、市対策本部の設置等の修正をしている。

64 頁「第 3 章 関係機関相互の連携」では、国、都、他の区市町村や指定公共機関等の関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について記述している。なお、今回の主な修正内容は、新旧対照表 25 頁及び 26 頁に記載のとおりである。

69 頁「第 5 章 警報及び避難の指示等」では、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するための警報等の伝達及び通知、伝達方法等について必要な事項を記述している。

90 頁「第 9 章 武力攻撃災害への対処」では、「武力攻撃災害への対処」、「応急措置等」、「生活関連等施設における災害への対処等」、「NBC 攻撃による災害への対処等」について記述している。

113 頁「第 3 章 発生時の対処」では、大規模テロ等が発生した場合における、市対策本部の設置等、市が行う対処措置について記述している。なお、今回の主な修正内容は、新旧対照表 31 頁、

国の現地対策本部長が開催する緊急対処事態合同対策協議会への参加及び情報共有について追記している。

116 頁「第 4 章 大規模テロ等の類型に応じた対処」では、「危険物質を有する施設への攻撃」、「大規模集客施設等への攻撃」、「大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）」、「大量殺傷物質による攻撃（生物剤）」、「大量殺傷物質による攻撃（化学剤）」、「交通機関を破壊手段とした攻撃」について、記述している。

次に、121 頁「資料編」については、様式、要綱、対策本部条例等を記載している。なお、資料編の主な修正内容としては、時点修正及び添付資料の精査をしている。説明は以上である。

(質 疑)

- 69 頁「(1) 警報の内容の伝達等」において、「町内会」の文言を追加しているが、必要なのか。また、「公私の団体」が「国公私の団体」に修正されているが、こちらの必要性はいかがか。
- 本計画は、国や都の国民保護計画に沿って策定しており、「町内会」の文言についてもそれに倣い追加したが、必要ないと思われるので削除する。「国公私の団体」についても、東京都から修正点が示されており、それに基づいて修正を加えたが、必要性について再度確認する。
- 表紙の修正年月は、最終的にいつになるのか。
- これから東京都との協議を経て、印刷することになるので、「平成 30 年 3 月」になる予定である。東京都国民保護計画も同様の表記である。
- 本計画の修正案を決定した年月が入ると思うが、本庁議終了後に東京都との協議をして、いつどのような形で最終決定となる予定なのか。
- 東京都には事前協議をしているが、庁議後に正式協議として再度照会をして、決定をいただく。決定は、12 月又は 1 月頃になる予定だが、冊子の完成は平成 30 年 3 月になる予定なので、修正年月は「平成 30 年 3 月」とするつもりである。
- 修正年月については、最終的な意思決定をした年月が入ると思うが、発行年月ということなのか。
- 東京都の正式決定をいただいた後の、市長決裁により最終決定とする。その最終決定年月を入れる。
- 既存計画を直したときに「修正」とはあまり言わないのではないか。「改定」や「改正」を使用していると思う。
- 地域防災計画は、「平成 26 年 3 月修正」としている。東京都

